

(第2回) 配布資料 一覧

項目	頁
現職の市議会議員の構成（年齢・職業等）	1
在職老齢年金の支給停止の仕組み	2
R01 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要	4
H30 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要	5
消費者物価指数とは…	6
消費者物価指数の推移	7
県内の市のうち、期末手当の改定率が人勧どおりでない市の状況	別冊A3 P1
県内の市の特別職退職手当の状況	別冊A3 P3
県内の市の議会議員の議会活動状況	別冊A3 P5
穴栗市議会議員の議会活動状況	別冊A3 P6

現職の市議会議員の構成(年齢・職業等)

年齢(立候補届受付時点)順

1:年金受給権あり

①:65歳以上(基礎年金受給権あり)

番号	新現・再選	年齢 (31.4.23現在)	年金 受給権	届出時の職業
1	再選	73	①	農業
2	再選	71	①	無職
3	再選	70	①	農業
4	再選	67	①	無職
5	再選	66	①	農業
6	新規	66	①	無職
7	再選	64	1	無職
8	再選	63	1	無職
9	新規	63	1	無職
10	新規	61	1	会社員
11	新規	61	1	自営業
12	再選	59		無職
13	新規	57		農業
14	新規	56		自営業
15	新規	53		自営業
16	新規	41		自営業

在職老齢年金の支給停止の仕組み

～働きながら年金を受けるときの注意事項～

このリーフレットでは、在職中における年金額の支給停止の仕組みを解説しています。
年金を受けている方が再就職する場合などの際に、お役立てください。

働きながら年金を受けると

年金額の一部または全部が
支給停止されることがあります

- 60歳以上65歳未満の方…2ページをご覧ください。
- 65歳以上の方 …………… 3ページをご覧ください。

高齢雇用継続給付を
受けると

年金額の一部が
支給停止されます

- 高齢雇用継続給付を受ける方…4ページをご覧ください。
(60歳以上65歳未満)

年金を受けている方でも、厚生年金保険への加入が義務付けられています

厚生年金保険の適用事業所に勤務している70歳未満の方は、年金を受けていても
厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。
(ただし、一定の勤務時間に満たない短時間労働者などは加入対象から除かれます)

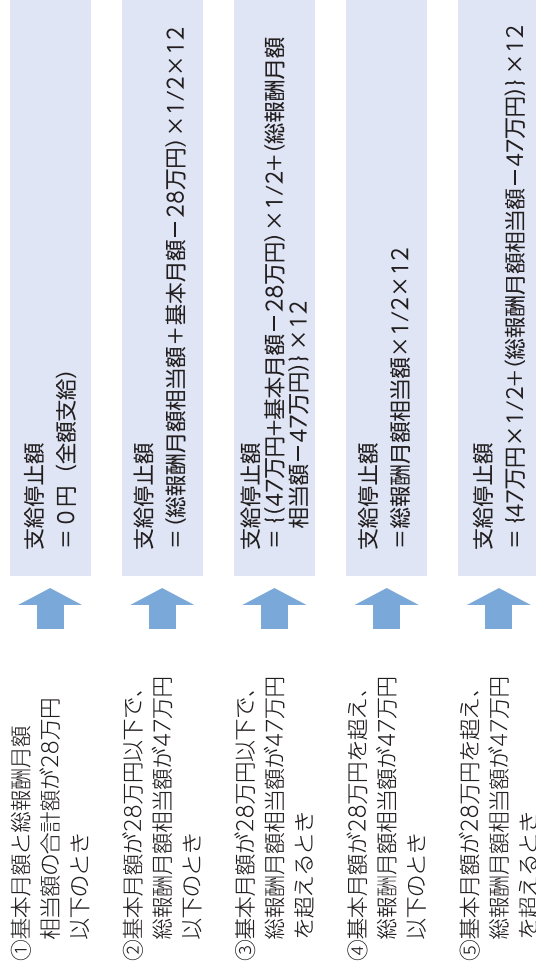
！ ○平成27年10月から在職支給停止の対象が変わりました。

平成27年10月以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた70歳以上の方や、議員である方、
共済組合等に加入している方についても年金の在職支給停止の対象となります。

60歳以上65歳未満の在職老齢年金

60歳以上65歳未満の方で、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける
ときは、基本月額^{※1}と総報酬月額相当額^{※2}に応じ、年金額が支給停止^{※3}（全部
または一部）される場合があります。

- ※1 年金額（年額）を12で割った額。共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、日本年金機構と
共済組合等からの全ての老齢厚生年金を合わせた年金額を12で割った額。
- ※2 毎月の賃金（標準報酬月額）+1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額。
- ※3 共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、全ての老齢厚生年金に対する支給停止の総額を、
それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じて割り振り算出します。



計算例

老齢厚生年金額216万円（基本月額18万円）の方が、総報酬月額相当額30万円
（標準報酬月額22万円、標準賞与額96万円（月額8万円））の場合

〈解説〉

- 基本月額 216万円÷12＝18万円
- 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下ですので、②に該当します。
・支給停止額＝(30万円＋18万円－28万円)×1/2×12＝120万円（月額10万円）
・年金支給額＝216万円－120万円＝96万円（月額8万円）

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。

老 齢 厚 生 年 金	
(支給停止) 10万円	
(一部支給) 8万円	

この方のケースでは、老齢厚生年金が月額10万円支給
停止となり、勤め先からの賃金・賞与（月額30万円）
と年金額（月額8万円）を足して、月38万円が合計の
収入となります。

○加給年金額が加算されている方の在職老齢年金の注意事項については、こちらをご覧ください。

65歳以上の在職老齢年金

65歳以上で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける方（70歳以上の在職者も含む）は、65歳未満の方は別の在職老齢年金の仕組みによって、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。

①基本月額（2ページ※1）と総報酬月額相当額（2ページ※2）の合計額が47万円以下るとき

支給停止額
＝ 0 円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき

支給停止額
＝（総報酬月額相当額－基本月額－47万円）× 1/2 × 12

計算例

老齢厚生年金額180万円（基本月額15万円）の方が、総報酬月額相当額42万円（標準報酬月額32万円、標準賞与額120万円（月額10万円））の場合

〈解説〉 ○基本月額 $180\text{万円} \div 12 = 15\text{万円}$

○基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えますので、②に該当します。

・支給停止額＝ $(42\text{万円} + 15\text{万円} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12 = 60\text{万円}$ （月額5万円）

・年金支給額＝ $180\text{万円} - 60\text{万円} = 120\text{万円}$ （月額10万円）

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。

老 齢 厚 生 年 金 15 万 円	(支給停止) 5万円
	(一部支給) 10万円
	老 齢 基 礎 年 金 [※] (全額支給) 6万円

この方のケースでは、老齢厚生年金が月額5万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与（月額42万円）と老齢厚生年金（月額10万円）・老齢基礎年金*（月額6万円）を足して、月額58万円が合計の収入となります。

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

○加給年金額が加算されている方の在職老齢年金の注意事項については、下記をご覧ください。

○加給年金額が加算されている場合

老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。なお、加給年金の支給の有無については、以下のとおりです。

- ・老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合……加給年金額は全額支給されます。
- ・老齢厚生年金が全額支給停止される場合……加給年金額も全額支給停止となります。

高年齢雇用継続給付と在職老齢年金（60歳以上65歳未満）

年金を受けながら厚生年金保険に加入している方が高年齢雇用継続給付を受けるとき^(注)は、在職による年金の支給停止（2ページ参照）だけでなく、さらに年金の一部（標準報酬月額の0.18～6％）が支給停止されます。

（注意）初回の支給決定を受けた後に支給申請をしなかった期間を含みます。

給付金の種類

- ・雇用保険法の高年齢雇用継続給付金または高年齢再就職給付金
- ・船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金

○高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の加入者に対して、賃金額が60歳到達時の75％未満となった方を対象に、賃金額の0.44～15％に相当する額が雇用保険等から支払われるものです。

計算例

老齢厚生年金額120万円（基本月額10万円）の方の賃金額が、60歳を境に月額35万円から月額20万円に下がった場合

〈解説〉 ○基本月額 $120\text{万円} \div 12 = 10\text{万円}$

○総報酬月額相当額 20万円

○基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下ですので、2ページ②に該当します。

・在職による年金の支給停止額

＝ $(20\text{万円} + 10\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 \times 12$

＝12万円（月額1万円）…支給停止A

・高年齢雇用継続給付を受けることによる年金の支給停止額

＝標準報酬月額（20万円）× 6％＝1.2万円（月額）…支給停止B*

○高年齢雇用継続給付金額

支給額＝賃金（20万円）× 15％＝3万円（月額）

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになります。

老 齢 雇 用 生 金 10 万 円	(支給停止A) 1万円	(一部支給) 7.8万円	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 3 万 円
	(支給停止B) 1.2万円 ^{**}		

この方のケースでは、老齢厚生年金が合計で月額2.2万円支給停止となり、勤め先からの賃金（月額20万円）と老齢厚生年金（月額7.8万円）・高年齢雇用継続給付（月額3万円）を足して、月額30.8万円が合計の収入となります。

※共済組合等からの老齢厚生年金も受けている場合は、それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じ停止額を割り振り算出します。

ご不明な点は、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へ

お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などは、日本年金機構ホームページで確認いただけます。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成31年4月から改定】

一般職の職員に準じ、秘書官の最低号俸の俸給月額を200円引上げ

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給（ボーナス）の改定【令和元年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.35月分 → 3.40月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、法律上一般職の職員の例によることとされている

3 施行期日

公布の日（一部の規定は令和2年4月1日）

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定

年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、一般職の一般の職員の例によることとされている

年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

3 施行期日

公布の日 (一部の規定は平成31年4月1日)

消費者物価指数とは…

初めてでもわかりやすい用語集 （SMBC日興証券HPより引用）

消費者物価指数とは、消費者が購入するモノやサービスなどの物価の動きを把握するための統計指標で、総務省から毎月発表されています。指数は、全国と東京都区部の2種類あり、東京都区部は速報で集計され当月分が発表されます。全ての商品を総合した「総合指数」の他、価格変動の大きい生鮮食品を除いた500品目以上の値段を集計して算出されている「生鮮食品を除く総合指数」も発表されます。

消費者物価指数の変化をもって物価の変動を見ることができますので、消費者物価指数は、国民の生活水準を示す指標のひとつになります。CPI（Consumer Price Index）と略されることもあります。

ワンポイント！

物価は、国民のお金回りが良くなり、モノを買う人が多くなれば上昇し、逆にお金回りが悪くなり、モノを買う人が少なくなると下降する傾向にあります。

その物価の変動がわかる消費者物価指数は「経済の体温計」とも呼ばれていて、さまざまな国内の経済政策を決める上で、非常に重要な指数として使われています。

2015年基準 消費者物価指数

全 国 2019年(令和元年)9月分

◎ 概 況

- (1) **総合指数**は2015年を100として101.9
前年同月比は0.2%の上昇 前月と同水準(季節調整値)
- (2) **生鮮食品を除く総合指数**は101.6
前年同月比は0.3%の上昇 前月比(季節調整値)は0.1%の下落
- (3) **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**は101.7
前年同月比は0.5%の上昇 前月と同水準(季節調整値)

図1 総合指数の動き

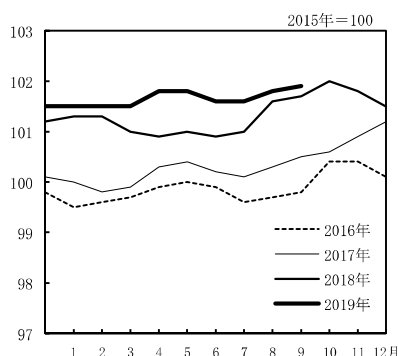


図2 生鮮食品を除く総合指数の動き

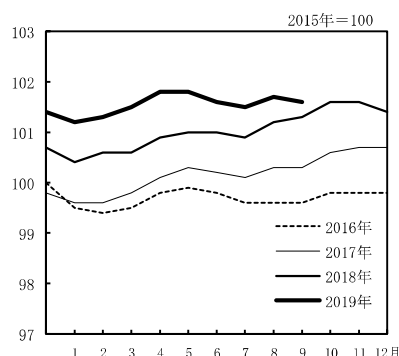


図3 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き

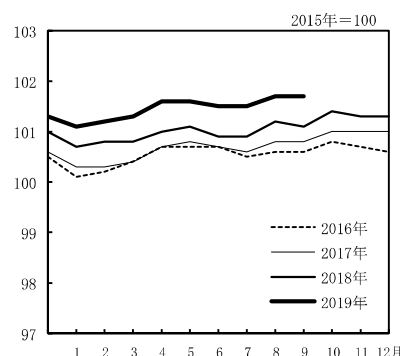


表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年同月比

2015年=100

		2018年				2019年								
総合	原数値	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	指数	101.7	102.0	101.8	101.5	101.5	101.5	101.5	101.8	101.8	101.6	101.6	101.8	101.9
生鮮食品を除く総合	原数値	101.3	101.6	101.6	101.4	101.2	101.3	101.5	101.8	101.8	101.6	101.5	101.7	101.6
	前年同月比(%)	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	原数値	101.1	101.4	101.3	101.3	101.1	101.2	101.3	101.6	101.6	101.5	101.5	101.7	101.7
	前年同月比(%)	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5

表2 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の前月比(季節調整値)

		2018年				2019年								
総合	季節調整値	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	前月比(%)	0.0	0.0	-0.1	-0.2	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
生鮮食品を除く総合	季節調整値	0.1	0.1	0.0	-0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.1	-0.1
	前月比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.0

注) 季節調整値は、毎年12月結果公表時に、過去に遡って改定している。

年 月	原 数							数		
	総 合	生 鮮 食 品 を 除 く 総 合	生 鮮 食 品 及 び エ ネ ル ギ ー を 除 く 総 合	食 料 (酒 類 を 除 く) 及 び エ ネ ル ギ ー を 除 く 総 合	食 料	生 鮮 食 品	生 鮮 食 品 を 除 く 食 料	住 居	光 熱 ・ 水 道	家 具 ・ 家 事 用 品
ウェイト 指数	10000	9586	8802	6713	2623	414	2209	2087	745	348
2014 年平均	99.2	99.5	98.6	99.0	97.0	93.6	97.7	100.0	102.6	98.5
2015	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2016	99.9	99.7	100.6	100.3	101.7	104.6	101.2	99.9	92.7	99.6
2017	100.4	100.2	100.7	100.3	102.4	104.3	102.1	99.7	95.2	99.1
2018	101.3	101.0	101.0	100.4	103.9	108.3	103.1	99.6	99.0	98.0
2017 年 9 月	100.5	100.3	100.8	100.3	102.9	106.0	102.3	99.7	96.2	98.1
10	100.6	100.6	101.0	100.6	102.2	100.7	102.4	99.7	96.4	99.1
11	100.9	100.7	101.0	100.6	103.2	106.9	102.6	99.7	96.4	99.1
12	101.2	100.7	101.0	100.5	104.3	113.3	102.6	99.6	96.5	98.8
2018 年 1 月	101.3	100.4	100.7	100.0	105.9	122.5	102.8	99.6	96.6	98.9
2	101.3	100.6	100.8	100.2	105.3	118.8	102.8	99.6	97.0	98.5
3	101.0	100.6	100.8	100.2	103.8	109.4	102.8	99.6	97.3	97.5
4	100.9	100.9	101.0	100.5	102.8	102.1	103.0	99.6	97.8	98.1
5	101.0	101.0	101.1	100.5	102.8	102.1	102.9	99.6	98.7	97.9
6	100.9	101.0	100.9	100.3	102.4	99.8	102.9	99.6	99.3	98.0
7	101.0	100.9	100.9	100.2	103.0	103.1	103.0	99.6	99.1	97.6
8	101.6	101.2	101.2	100.6	104.2	109.8	103.1	99.6	99.3	97.3
9	101.7	101.3	101.1	100.5	104.7	111.9	103.3	99.6	99.8	97.2
10	102.0	101.6	101.4	100.7	104.6	111.6	103.3	99.6	100.6	98.1
11	101.8	101.6	101.3	100.7	103.8	105.4	103.4	99.6	101.2	98.4
12	101.5	101.4	101.3	100.6	103.2	102.6	103.3	99.6	101.3	98.9
2019 年 1 月	101.5	101.2	101.1	100.4	104.3	108.9	103.5	99.6	101.6	98.9
2	101.5	101.3	101.2	100.5	103.8	105.8	103.4	99.6	102.1	99.3
3	101.5	101.5	101.3	100.5	103.5	102.9	103.6	99.6	102.3	99.0
4	101.8	101.8	101.6	100.9	103.5	101.8	103.9	99.7	102.0	99.7
5	101.8	101.8	101.6	100.8	103.6	102.1	103.9	99.7	101.9	100.4
6	101.6	101.6	101.5	100.6	103.9	102.6	104.1	99.7	101.4	99.7
7	101.6	101.5	101.5	100.5	104.0	102.3	104.3	99.8	101.1	99.3
8	101.8	101.7	101.7	100.9	104.2	104.5	104.2	99.8	100.6	99.5
9	101.9	101.6	101.7	100.8	105.2	109.4	104.4	99.8	100.0	99.8
前年 (月) 比										
2014 年平均	2.7	2.6	2.2	1.8	3.8	6.2	3.4	0.0	6.2	3.8
2015	0.8	0.5	1.4	1.0	3.1	6.8	2.4	0.0	-2.6	1.5
2016	-0.1	-0.3	0.6	0.3	1.7	4.6	1.2	-0.1	-7.3	-0.4
2017	0.5	0.5	0.1	-0.1	0.7	-0.2	0.9	-0.2	2.7	-0.5
2018	1.0	0.9	0.4	0.1	1.4	3.8	1.0	-0.1	4.0	-1.1
2018 年 9 月	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.5	1.9	0.2	0.0	0.5	-0.1
10	0.3	0.3	0.2	0.3	0.0	-0.3	0.0	0.0	0.8	1.0
11	-0.3	0.0	0.0	-0.1	-0.8	-5.5	0.1	0.0	0.6	0.3
12	-0.3	-0.2	-0.1	-0.1	-0.6	-2.7	-0.1	0.0	0.1	0.5
2019 年 1 月	0.1	-0.2	-0.2	-0.2	1.1	6.2	0.2	0.0	0.3	0.0
2	0.0	0.1	0.1	0.1	-0.5	-2.9	0.0	0.0	0.5	0.4
3	0.0	0.1	0.1	0.1	-0.3	-2.7	0.2	0.0	0.2	-0.3
4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.1	-1.1	0.3	0.1	-0.3	0.7
5	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	-0.2	0.8
6	-0.1	-0.2	-0.1	-0.2	0.2	0.6	0.1	0.0	-0.4	-0.7
7	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	-0.3	0.2	0.0	-0.4	-0.4
8	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	2.1	-0.1	0.0	-0.5	0.2
9	0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.9	4.7	0.2	0.0	-0.6	0.3
前年同月比										
2018 年 9 月	1.2	1.0	0.4	0.1	1.8	5.6	1.0	-0.1	3.7	-1.0
10	1.4	1.0	0.4	0.2	2.4	10.8	0.9	-0.2	4.4	-1.0
11	0.8	0.9	0.3	0.1	0.5	-1.4	0.9	-0.1	5.0	-0.7
12	0.3	0.7	0.3	0.1	-1.1	-9.4	0.7	-0.1	5.0	0.1
2019 年 1 月	0.2	0.8	0.4	0.3	-1.5	-11.1	0.6	-0.1	5.2	-0.1
2	0.2	0.7	0.4	0.3	-1.4	-11.0	0.6	0.0	5.3	0.8
3	0.5	0.8	0.4	0.3	-0.3	-6.0	0.8	0.0	5.1	1.5
4	0.9	0.9	0.6	0.5	0.7	-0.3	0.9	0.1	4.4	1.6
5	0.7	0.8	0.5	0.3	0.8	-0.1	1.0	0.1	3.2	2.6
6	0.7	0.6	0.5	0.3	1.4	2.8	1.2	0.1	2.2	1.8
7	0.5	0.6	0.6	0.4	0.9	-0.7	1.2	0.2	2.0	1.7
8	0.3	0.5	0.6	0.4	0.1	-4.9	1.1	0.2	1.2	2.3
9	0.2	0.3	0.5	0.3	0.5	-2.2	1.0	0.2	0.2	2.7

注 1) 前年比は各基準年の公表値による。

第5表 ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数（参考指数）（続き）（ 全 国 ）

2015年=100

年 月	原 数 値											
	食 料	生 鮮 食 品	生 鮮 食 品 を 除 く 食 料	住 居	光 熱 ・ 水 道	家 具 ・ 家 事 用 品	被 服 及 履 物	保 健 医 療	交 通 ・ 通 信	教 育	教 養 娛 楽	諸 雑 費
指数												
2014 年平均	96.9	93.0	97.6	99.9	102.6	99.1	97.8	99.1	101.6	96.3	98.3	99.0
2015	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2016	101.9	104.7	101.3	99.9	92.7	99.5	102.0	100.7	98.0	101.7	100.9	100.7
2017	102.7	104.7	102.1	99.7	95.2	99.2	102.2	101.6	98.2	102.3	101.2	101.0
2018	104.2	109.0	103.1	99.6	99.0	97.9	102.3	103.1	99.3	102.7	102.0	101.4
2017 年 9 月	103.1	106.4	102.4	99.7	96.3	98.3	103.8	102.8	97.7	102.4	101.2	101.1
10	102.3	100.5	102.5	99.7	96.4	99.3	104.2	102.6	98.3	102.4	101.8	101.2
11	103.3	105.9	102.6	99.7	96.4	99.3	104.6	102.5	98.7	102.4	101.7	101.2
12	104.2	112.2	102.7	99.6	96.5	98.8	103.3	102.4	99.0	102.4	101.7	101.2
2018 年 1 月	105.9	122.9	102.9	99.6	96.6	99.0	99.6	102.2	98.9	102.4	100.6	101.2
2	105.4	119.5	102.8	99.6	97.0	98.5	100.1	102.4	99.2	102.4	101.4	101.2
3	104.1	110.3	102.8	99.6	97.3	97.5	101.7	102.3	99.3	102.3	101.4	101.2
4	103.2	103.1	103.0	99.6	97.7	97.9	103.7	102.8	99.1	102.9	101.6	101.2
5	103.3	103.5	103.0	99.6	98.7	97.7	103.7	103.0	99.3	102.9	101.7	101.3
6	102.9	101.2	102.9	99.6	99.2	97.8	103.1	103.1	99.2	102.8	101.5	101.2
7	103.5	104.4	103.1	99.6	99.1	97.4	100.6	103.1	99.6	102.8	101.4	101.2
8	104.5	111.2	103.2	99.6	99.3	97.0	99.2	103.9	99.8	102.8	103.9	101.2
9	104.8	111.8	103.4	99.5	99.8	96.8	103.8	103.9	99.4	102.8	102.1	101.2
10	104.8	111.8	103.4	99.6	100.6	97.9	104.3	103.8	99.9	102.8	103.1	102.0
11	104.0	105.7	103.5	99.6	101.1	98.4	104.6	103.7	99.5	102.8	102.6	102.1
12	103.5	102.9	103.3	99.6	101.2	98.9	103.4	103.6	98.7	102.8	102.6	101.9
2019 年 1 月	104.7	109.7	103.5	99.6	101.5	98.8	99.8	103.5	98.5	102.8	102.0	102.0
2	104.1	106.6	103.5	99.6	102.0	99.4	100.1	103.5	98.4	102.8	102.8	102.0
3	103.9	104.1	103.6	99.6	102.3	99.0	101.9	103.6	98.8	102.9	102.4	102.1
4	104.1	103.8	103.9	99.7	101.9	99.8	103.7	103.6	98.7	103.5	103.5	102.2
5	104.2	104.1	104.0	99.7	101.8	100.7	103.6	103.6	98.7	103.5	103.0	102.2
6	104.6	105.7	104.1	99.7	101.4	100.0	103.1	103.6	97.6	103.5	103.1	102.1
7	104.5	104.0	104.3	99.8	101.0	99.7	100.9	103.7	98.2	103.5	102.6	102.0
8	104.7	106.0	104.2	99.7	100.5	99.8	99.7	103.7	98.4	103.5	105.0	102.1
9	105.6	110.5	104.4	99.8	99.9	100.1	103.8	103.6	97.7	103.5	103.3	102.1
前年（月）比												
2014 年平均	3.8	5.9	3.4	0.1	6.2	3.7	2.0	1.0	2.6	7.4	3.7	3.5
2015	3.2	7.5	2.4	0.1	-2.5	0.9	2.2	0.9	-1.5	3.8	1.7	1.0
2016	1.9	4.7	1.3	-0.1	-7.3	-0.5	2.0	0.7	-2.0	1.7	0.9	0.7
2017	0.8	0.0	0.9	-0.2	2.8	-0.4	0.2	0.9	0.2	0.6	0.4	0.3
2018	1.5	4.1	0.9	-0.1	3.9	-1.3	0.1	1.5	1.1	0.4	0.7	0.4
2018 年 9 月	0.3	0.6	0.2	0.0	0.5	-0.2	4.6	0.0	-0.4	0.0	-1.7	0.1
10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.1	0.4	-0.1	0.5	0.0	0.9	0.7
11	-0.7	-5.5	0.1	0.0	0.6	0.5	0.3	-0.1	-0.3	0.0	-0.4	0.1
12	-0.5	-2.6	-0.1	0.0	0.1	0.5	-1.1	-0.1	-0.8	0.0	-0.1	-0.1
2019 年 1 月	1.1	6.6	0.2	0.0	0.3	-0.1	-3.4	-0.1	-0.3	0.0	-0.5	0.1
2	-0.5	-2.8	0.0	0.0	0.5	0.7	0.3	0.0	-0.1	0.0	0.8	0.0
3	-0.2	-2.4	0.2	0.0	0.2	-0.4	1.7	0.1	0.4	0.1	-0.4	0.1
4	0.2	-0.2	0.3	0.1	-0.3	0.8	1.8	0.0	-0.1	0.5	1.1	0.1
5	0.1	0.2	0.1	0.0	-0.2	0.9	-0.2	0.0	0.0	0.0	-0.5	0.0
6	0.4	1.5	0.2	0.0	-0.4	-0.7	-0.5	0.0	-1.0	0.0	0.1	-0.1
7	-0.1	-1.6	0.2	0.1	-0.4	-0.3	-2.1	0.1	0.6	0.0	-0.5	0.0
8	0.2	1.9	-0.1	0.0	-0.5	0.1	-1.2	0.0	0.1	0.0	2.3	0.1
9	0.8	4.2	0.2	0.0	-0.6	0.4	4.1	-0.1	-0.7	0.1	-1.6	0.0
前年同月比												
2018 年 9 月	1.6	5.0	1.0	-0.1	3.7	-1.5	0.0	1.0	1.7	0.5	1.0	0.1
10	2.4	11.3	0.9	-0.2	4.4	-1.4	0.1	1.1	1.6	0.5	1.3	0.8
11	0.7	-0.3	0.8	-0.2	4.9	-0.9	0.0	1.1	0.8	0.5	0.9	0.8
12	-0.7	-8.3	0.6	-0.1	4.9	0.1	0.0	1.2	-0.3	0.5	0.9	0.7
2019 年 1 月	-1.2	-10.7	0.6	-0.1	5.1	-0.2	0.2	1.2	-0.4	0.5	1.4	0.8
2	-1.2	-10.8	0.6	0.0	5.2	1.0	0.1	1.1	-0.7	0.5	1.4	0.8
3	-0.2	-5.7	0.8	0.0	5.1	1.6	0.2	1.3	-0.5	0.5	1.0	0.9
4	0.8	0.7	0.8	0.1	4.3	2.0	0.1	0.8	-0.4	0.5	1.9	1.0
5	0.9	0.6	0.9	0.1	3.1	3.1	-0.1	0.7	-0.6	0.6	1.3	0.9
6	1.6	4.4	1.2	0.1	2.1	2.3	0.0	0.5	-1.6	0.6	1.5	0.8
7	0.9	-0.4	1.2	0.2	2.0	2.4	0.3	0.6	-1.4	0.7	1.2	0.9
8	0.2	-4.7	1.1	0.2	1.2	2.9	0.5	-0.2	-1.4	0.6	1.1	0.9
9	0.7	-1.2	1.0	0.2	0.2	3.4	0.0	-0.3	-1.7	0.7	1.2	0.9